

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

各条例の項目(案)について

平成26年6月10日



宇都宮市

子ども部 子ども未来課・保育課

教育委員会事務局 生涯学習課

(仮称) 宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の項目 (案)

別紙 1

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応
	保育所基準	幼稚園基準	現行認定こども園基準			
学級の編制の基準	—	<ul style="list-style-type: none"> 学級編制が前提。 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則。 	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の短時間, 長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制。 	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園児は, 学級を編制する。 園児数は, 1学級35人以下を原則。 年度の初日前日に同年齢の園児での編制を原則。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し, 検討した結果, 国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため, 国の基準をそのまま市の基準とする。
職員	<ul style="list-style-type: none"> 保育士, 嘱託医, 調理員は必ず設置。 調理員を置かない特例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師は必ず設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の学級ごとに少なくとも専任職員(学級担任)を配置。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上必置。(専任の副園長・教頭等が兼任可, 専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可。) 調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要)。 	従うべき基準	
職員(職員数)	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児(3:1) 1・2歳児(6:1) 3歳児(20:1) 4・5歳児(30:1) 常時保育士は2人以上。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児:教諭(35:1) 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間利用児:幼稚園と同じ。 長時間利用児:保育所と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児(園児数3人:1人) 1・2歳児(6:1) 3歳児(20:1) 4・5歳児(30:1) 常時2人以上。 		
園舎及び園庭(園舎面積)	<ul style="list-style-type: none"> 居室の種類に応じた入所者1人当たりの面積基準。 乳児室:1.65㎡/人以上 ほふく室:3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室:1.98㎡/人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 学級数に応じた園舎全体の面積基準。 1学級:180㎡, 2学級:320㎡, 3学級以上:1学級につき100㎡増 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の面積(幼稚園基準と同じ) 各居室の面積(保育所基準と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児:幼稚園基準の面積 満3歳未満の園児:保育所基準の面積 各居室の面積は, 保育所基準による面積以上。 		
園舎及び園庭(園庭面積)	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳以上の幼児1人につき, 3.3㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 1学級:330㎡, 2学級:360㎡, 3学級:400㎡, 4学級以上:1学級につき80㎡増 	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上。 満3歳以上に係る幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の面積を合計した面積以上とする。 満3歳以上の園児:幼稚園基準と保育所基準の大きい方の面積 満2歳の園児:保育所基準の面積 	従うべき基準	
園舎及び園庭(共通)	<ul style="list-style-type: none"> 【園庭】 原則設置 保育所と隣接する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【園庭】 必ず設置 園舎と同一の敷地内又は隣接することが原則。 	<ul style="list-style-type: none"> 【園庭】 原則設置。 同一の敷地内又は隣接することが原則。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず設置 同一の敷地内又は隣接することが原則。 		
園舎に備えるべき設備(教室, 保育室等)	<ul style="list-style-type: none"> 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合, 乳児室又はほふく室は必ず設置。医務室, 便所は原則設置。 満2歳以上の幼児を入所させる場合, 保育室又は遊戯室は必ず設置。便所は原則設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の設備を必ず備える。 職員室, 保健室(兼用可) 保育室, 遊戯室(兼用可) 便所, 飲料用設備, 手洗用設備 足洗用設備 保育室の数は, 学級数を下回ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室又は遊戯室は必ず設置。 満2歳未満の子どもを入所させる場合は, 乳児室又はほふく室は必ず設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の設備を必ず備える。 職員室, 保健室(兼用可) 保育室, 遊戯室(兼用可) ほふく室又は乳児室, 調理室, 便所 飲料用設備, 手洗用設備及び足洗用設備 保育室の数は, 学級数を下回ってはならない。 	従うべき基準	
園舎に備えるべき設備(給食の外搬等)	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園児について, 給食を外部搬入により行う場合, 調理室を設置しなくても可。(加熱, 保存等の調理機能を有する設備を備える必要あり。) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 外部搬入について, 保育所基準と同様。 提供人数(20人以下)による特例あり。 	従うべき基準	

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応
	保育所基準	幼稚園基準	現行認定こども園基準			
園舎に備えるべき設備 (園舎の階数、保育室等の設置階)	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の階数—規定なし。 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、待避設備等について、建築基準法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の階数—原則2階建以下(特別な事情がある場合は3階建以上も可。) 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。(園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の階数は2階建以下を原則。(特別の事情により3階建以上も可。) 保育室等は原則1階に設置(一定の基準を満たす場合2階でも可) 満3歳未満の子どもに係る保育室等については、耐火建築物で保育所で求められている待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> 1年の開所日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎学年の教育週数は39週数を下らない。 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。 	<ul style="list-style-type: none"> 1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定める。 満3歳以上の短時間・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎学年の教育週数は、39週を下回らない。 教育に係る標準的な一日あたりの時間は、4時間とする(ただし、園児の発達程度、地域の実態、季節等に配慮する。) 	従うべき基準	
教育及び保育を行う期間及び時間 (教育・保育時間)	<ul style="list-style-type: none"> 1日の保育時間は、原則8時間。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保育に欠ける子どもに対する1日の保育時間は、原則8時間。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育が必要な子どもに対する、1日の教育及び保育の時間は、原則8時間。 	参酌基準	
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 全ての在園児 変化に富み、発育に配慮した献立の作成 	—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務(外部搬入の特例あり。) 	従うべき基準	
人格の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行う義務。 	—	—	—	参酌基準	
職員の資質向上、研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び技能の修得等に努める。 職員の資質向上のための研修機会の確保。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育に従事する者の資質向上等を図る。 	—	参酌基準	
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 差別的取扱いの禁止 虐待等の禁止 懲戒に係る権限の濫用禁止 秘密保持等 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 保育所基準を準用 	従うべき基準	
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる義務。 	—	—	—	参酌基準	
家庭との連絡・連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者と密接に連絡をとり、保護者の理解及び協力を得るよう努める。 	—	—	—	参酌基準	

・共通項目

項目	新制度基準	類型	本市の対応
最適基準と家庭的保育事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。 	従うべき基準	
家庭的保育事業者等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	従うべき基準	
保育所等の連携	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業者等（居宅訪問型事業者を除く）は、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。 ①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供 	従うべき基準	
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。 避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。 	参酌基準	
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> 健全な心身、豊かな人間性と倫理観、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り、児童福祉事業の理論及び訓練を受けた者 	参酌基準	
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、職員に対して、資質の向上のための研修機会を確保しなければならない。 	参酌基準	
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> 他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 	従うべき基準	
平等の原則	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担について差別的取扱いをしてはならない。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為の禁止 	従うべき基準	
権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときはしてはならない。身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限の濫用禁止 	従うべき基準	
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 使用設備、食器等又は飲用に供する水の衛生的な管理に努め、必要な措置を講じなければならない。 感染症又は食中毒の発生又は、まん延防止のための必要な措置に努めなければならない。 必要な医薬品その他医療品を備え、適正管理をしなければならない。 居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の必要な管理と設備及び備品の衛生的管理に努めなければならない。 	参酌基準	
食事	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内提供（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む） 献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有する。 食品の種類及び調理方法について栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮すること。 調理は献立に従い行うこと。 食を営む力の育成に努めなければならない。 	従うべき基準	
食事の提供の特例	<ul style="list-style-type: none"> 搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> ①連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園） ②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法に規定する共同調理場（離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。） ①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。 搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保 ②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮 ③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者 ④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応 ⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。 	従うべき基準	
利用乳幼児及び職員の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。 健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
内部規定	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の運営の重要事項の規定義務 ①事業目的及び運営方針 ②保育内容 ③職員の職種、員数及び職務内容 ④保育提供日及び時間並びに提供しない日 ⑤保護者からの受領費用の種類、支払請求理由及び額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用開始、終了に関する事項及び利用の留意事項 ⑧緊急時等の対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他 	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> • 職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿の整備義務 	参酌基準	
秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> • 正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の必要漏洩禁止 • 過去の職員が、秘密漏洩をしないように必要な措置を講じる義務 	従うべき基準	
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置等の必要な設置義務 • 保育内容について、市町村から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行う義務 	参酌基準	

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目(案)

・家庭的保育事業

項目	現行の基準 (宇都宮市家庭的保育事業による保育に関する条例ほか)	新制度基準	類型	本市の対応
提供場所	・保育を行う専用居室	・家庭的保育者の居宅その他場所(児童の居宅は除く)で、以下の基準を満たし、市町村長が適当と認める場所	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
設備の基準	・衛生的な調理設備及び便所を設ける ・同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可	・専用室 ・調理設備及び便所 ・採光、照明及び換気設備 ・屋外遊戯等に適した広さの庭(代替地も可)	従うべき基準 (調理設備)	
面積	【専用居室】 面積9.9㎡以上 (3人を超えて保育する場合は、3人を超える乳幼児1人につき、3.3㎡を加算する)	【専用室】 部屋面積は9.9㎡(乳幼児が3人を超える場合は、超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上 【屋外遊戯場】 満2歳以上1人につき3.3㎡以上	参酌基準	
耐火基準	・火災報知機・消火器の設置、消火訓練および避難訓練の定期的な実施	・火災報知機及び消火器の設置、消火訓練及び避難訓練の定期的実施		
職員	配置	・0~2歳児 3人まで 家庭的保育者+家庭的保育補助者1日4時間 4~5人 家庭的保育所+家庭的保育補助者(常時) (宇都宮市家庭的保育事業による保育に関する要綱)	従うべき基準	
	資格	・家庭的保育者 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。		
	調理員	・家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める次の①②のいずれにも該当する者 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②児童福祉法第18条の5各号(欠格事由)及び同法第34条の20第1項第4号(養育里親の欠格事由)に該当しない者		
	嘱託医	・不要 ・必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。 ①調理業務の全部委託 ②共通項目の【食事の提供の特例】と同じ		
給食	・外部搬入可能 ◎給食提供実施	・事業所内提供(家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む) ・搬入施設 ①連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園) ②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法に規定する共同調理場(離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。) ①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。 ・搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと ①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保 ②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮 ③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者 ④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応 ⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。	従うべき基準	
連携施設	①相談・支援及び情報提供 ②代替保育の実施 ③研修の実施	・保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。 ①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供	従うべき基準	
非常災害	・年間訓練計画を作成し、毎月1回以上行う。	・軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。 ・避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。	参酌基準	
健康診断	・特に規定なし。	・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。 ・健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。 ・職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。	参酌基準	
保育時間	・午前8時30分~午後5時	・1日につき原則8時間	参酌基準	
保育の内容	・保育所保育指針に準拠	・保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。	従うべき基準	
保護者との連絡	・日常の乳幼児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。	・常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。	参酌基準	

(仮称)宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目(案)

・小規模保育事業

項目	現行の基準 (小規模保育 運営支援事業 実施要綱)	新制度基準			類型	本市の対応	
		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)			
規模		6人以上19人以下			6人以上10人以下	従うべき基準	
設備の基準		【0・1歳児】 乳児室又はほふく室、調理設備、便所を必置 【2歳以上児】 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(代替地含む)、調理設備、便所を必置 ・乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室には保育に必要な用具を備える。				従うべき基準 (調理設備)	
面積		【乳児室/ほふく室】1人あたり3.3㎡以上	【保育室/遊戯室】1人あたり1.98㎡以上	【屋外遊戯場】幼児1人あたり3.3㎡以上	【乳児室/ほふく室】1人あたり3.3㎡以上 【保育室/遊戯室/屋外遊戯場】1人あたり3.3㎡以上	参酌基準	
耐火基準		<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設置する基準(2階に設置する場合は、①、②、⑥の要件に該当すること) ①建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②保育室の階に応じ、別表の施設は設備が1以上設けられていること。 ③別表に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下 ④調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と調理設備の部分が建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設置 ・調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置の設置。かつ、外部への延焼防止の必要な措置 ⑤壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料 ⑥保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置 ⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑧カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防火処理 				参酌基準	
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上 ・保育士の算定数にあたっては保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・その他保育に従事する職員 ・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳～2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上で、その内半数以上は保育士 ・保育士の算定数にあたっては保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 	同右	従うべき基準	
	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 		従うべき基準	
	調理員	必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。 ①調理業務の全部委託 ②共通項目の【食事の提供の特例】と同じ					
	嘱託員	必置					
給食		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内提供(家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む) ・搬入施設 <ul style="list-style-type: none"> ①連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園) ②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法に規定する共同調理場(離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。) ①②③から搬入可能。ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。 ・搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保 ②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮 ③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者 ④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応 ⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。 				従うべき基準	
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。ただし、離島など連携施設の確保が困難と認めるものについてはこの限りではない。 ①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供 				従うべき基準	
非常災害		<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。 ・避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。 				参酌基準	
健康診断		<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。 ・健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きするよう勧告しなければならない。 ・職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。 				参酌基準	
保育時間		<ul style="list-style-type: none"> ・1日につき原則8時間 				参酌基準	
保育内容		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。 				従うべき基準	
保護者との連絡		<ul style="list-style-type: none"> ・常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。 				参酌基準	

本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。

別表（小規模保育事業）

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

(仮称) 宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目(案)

・居宅訪問型保育事業

項目		新制度基準	類型	本市の対応
役割		<ul style="list-style-type: none"> 以下の保育を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
設備及び備品		<ul style="list-style-type: none"> 必要な広さを有する専用区画の設置 保育に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 	参酌基準	
衛生管理		<ul style="list-style-type: none"> 保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 設備・備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 	参酌基準	
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者 1:1 	従うべき基準	
	資格	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②児童福祉法第18条の5各号(欠格事由)及び同法第34条の20第1項第4号(養育里親の欠格事由)に該当しない者 		
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> 障害・疾病等の乳幼児の保育を行う場合は、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 	従うべき基準	
健康診断		<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。 	参酌基準	
保育時間		<ul style="list-style-type: none"> 1日につき原則8時間 	参酌基準	
保育内容		<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。 	従うべき基準	
保護者との連絡		<ul style="list-style-type: none"> 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。 	参酌基準	

(仮称)宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の項目(案)

・事業所内保育事業

項目	現行の基準 認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準)	新制度基準		類型	本市の対応	
		【保育所型事業所内保育事業所】(定員20名以上のもの)	【小規模型事業所内保育事業所】(定員19名以下のもの)			
利用定員の 設定		<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員に応じ、以下の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 利用定員 : その他の乳児又は幼児の数 1人~5人:1人, 6人~7人:2人, 8人~10人:3人, 11人~15人:4人, 16人~20人:5人, 21人~25人:6人, 26人~30人:7人, 31人~40人:10人, 41人~50人:12人, 51人~60人:15人, 61人~70人:20人, 71人以上:20人 		参酌基準		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室 ・(乳児の保育を行う場所は幼児の保育を行う場所と区画する調理室、便所(20人につき1以上)) 	<ul style="list-style-type: none"> 《0・1歳》 ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)、便所必置 《2歳以上》 ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(代替地含む)、調理室、便所必置 ・乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室には、保育に必要な用具を備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 《0・1歳》 ・乳児室又はほふく室、調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)、便所必置。 《2歳以上》 ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(代替地含む)、調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)、便所必置。 ・乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室には、保育に必要な用具を備える。 	参酌基準 (調理設備のみ 従うべき基準)		
面積	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児1人につき、1.65㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 《0・1歳》 ・【乳児室】1人あたり1.65㎡以上 【ほふく室】1人あたり3.3㎡以上 《2歳以上》 ・【保育室/遊戯室】1人あたり1.98㎡以上 【屋外遊戯場】1人あたり3.3㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 《0・1歳》 ・【乳児室/ほふく室】1人あたり3.3㎡以上 《2歳以上》 ・【保育室/遊戯室】1人あたり1.98㎡以上 【屋外遊戯場】1人あたり3.3㎡以上 			
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督基準上、上乘せ規制あり。 ※保育所に準じた上乘せ規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設置する基準(2階に設置する場合は、①、②、⑥の要件に該当すること) ①建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②保育室の階に応じ、別表の施設は設備が1以上設けられていること。 ③別表に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下 ④調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と調理室の部分が建築基準法に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設置 ・調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置の設置。かつ、外部への延焼防止の必要な措置 ⑤壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料 ⑥保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置 ⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑧カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防火処理 			<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所A型の基準を準用 	
職員	配置	<ul style="list-style-type: none"> 保育従事者の概ね1/3以上は、保育士又は看護師 【乳児】3:1、【1.2歳児】6:1、【3歳児】20:1、【4・5歳児】30:1 ※雇用保険事業に基づく助成対象施設は認可保育所と同様常時2人以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳~2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数以上 ・ただし、2人を下回ることはできない。 ・保健師又は看護師を保育士とみなす特例有り。 		従うべき 基準	
	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の概ね1/3以上は、保育士又は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者 ・職員の配置数は、0歳は概ね3:1、1歳~2歳児は概ね6:1、3歳児は概ね20:1、4歳児以上は概ね30:1の合計数に1人を加算した数以上で、その内半数以上は保育士 ・保育士の算定数に保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなす 		
	調理員		<ul style="list-style-type: none"> 必置。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調理員を設置しないことができる。 ①調理業務の全部委託 ②外部搬入 			
	嘱託医		<ul style="list-style-type: none"> 必置 			
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・外部搬入可 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内提供(家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は、その施設の調理室での調理を含む) ・搬入施設 ①連携施設(保育所、幼稚園、認定こども園) ②家庭的保育事業者等の同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法に規定する共同調理場(離島その他の地域で搬入施設の確保が困難な場合に限る。) ①②③から搬入可能、ただし、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能の設置しなければならない。 ・搬入ができる要件は、以下の事項要件を満たすこと ①管理者が必要な注意が果たせる体制及び調理業務の受託者との契約内容の確保 ②保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制等の必要な配慮 ③調理業務を適切に遂行できる能力を有する者 ④アレルギー、アトピー等への配慮等に適切対応 ⑤食育に関する計画に基づき食事提供に努める。 		従うべき 基準		
連携施設		<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の確保は、連携協力を求めることを要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①保育内容の支援 ②職員の病気などによる代替保育の提供 ③保育提供終了後の連携施設での教育又は保育の提供 	従うべき 基準		

本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする

項目	現行の基準 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準）	新制度基準		類型	本市の対応
		【保育所型事業所内保育事業所】（定員20名以上のもの）	【小規模型事業所内保育事業所】（定員19名以下のもの）		
非常災害	①消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 ②非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消火用具、非常口など非常災害に必要な設備を設け、災害対策計画を立て、注意と訓練をするよう努めなければならない。 避難訓練、消火訓練は少なくとも毎月1回実施しなければならない。 		参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 児童相談所等の乳幼児については、当該施設で受けていた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合は、児童相談所等での健康診断の結果を把握しなければならない。 健康診断した医師は、診断結果により、保育の提供又は入所措置を解除又は停止する手続きをするよう勧告しなければならない。 職員の健康診断については、調理者につき、綿密な注意を払うこと。 		参酌基準	
保育時間		<ul style="list-style-type: none"> 1日につき原則8時間 		参酌基準	
保育内容	児童1人1人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫する	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して保育を提供しなければならない。 		従うべき基準	
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努める。 		参酌基準	

別表（事業所内保育事業）

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応
	放課後児童クラブガイドライン	放課後子どもプラン推進事業の実施について 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労・働省雇用均等・児童家庭局長通知	本市の状況			
放課後児童健全育成事業者の一般原則	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ・利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ・事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練を実施すること。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 	参酌基準	
放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	参酌基準	
職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、または受講させること。 	本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	参酌基準	
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。 ・専用の部屋又は間仕切り等で区切られた専用スペースを確保するよう留意すること。 ・児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。 ・子どもが体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うにあたり、活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。 ・専用の部屋又は間仕切り等で区切られた専用スペースを確保するよう留意すること。 ・児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの家…おおむね140㎡ ・留守家庭児童会…おおむね66㎡ ・基本的施設・設備…玄関、プレイルーム、トイレ、倉庫、冷暖房機器、流し、コンロ、非常通報装置、換気扇 ・新築時付加すべき施設・設備…多目的トイレ、スロープ、カーテン間仕切り、外部水道 ・備品…児童用座卓、児童用ロッカー、下駄箱、指導員机、電話、指導員用椅子、書棚、食器棚、指導員用ロッカー、傘立て、消火器 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 ・専用区画並びに支援の提供に必要な設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	参酌基準	

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応	
	放課後児童クラブガイドライン	放課後子どもプラン推進事業の実施について 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	本市の状況				
職員	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい。 放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置すること。 放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましい。 放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置すること。 放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員若しくは保育士の資格を有する者又は児童の指導について相当の知識経験を有する者 指導員定数 児童数19名以下⇒1名 (補助指導員1名加算あり) 20名以上60名以下⇒2名 61名以上⇒3名 土曜日⇒1名 障害児2名以上につき1名の加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認められたもの 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。	
				<ul style="list-style-type: none"> 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 	参酌基準		国の基準をそのまま市の基準とする。ただし、急激な変化に対応する必要があるため、5年間の経過措置を設ける。
				<ul style="list-style-type: none"> 支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 	従うべき基準		
児童を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。	
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、利用者に対し、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	参酌基準		
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 	参酌基準		

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応
	放課後児童クラブガイドライン	放課後子どもプラン推進事業の実施について 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	本市の状況			
運営規程	—	—	・会則，要領	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種，員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項 	参酌基準	本市の実情等を考慮し，検討した結果，国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため，国の基準をそのまま市の基準とする。
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・出納簿，貸金台帳，預金通帳，備品台帳 ・出納簿，証書綴，児童在籍簿，児童出席簿，指導員出席簿 ・月別事業計画書，月別事業実施報告書 入会申込書，退会届 ・その他必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 	参酌基準	
秘密の保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携を積極的に図ること。なお，学校との情報交換に当たっては，個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。 ・個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。 	参酌基準	
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに，要望や苦情への対応の手順や体制を整備し，迅速な対応を図ること。 ・苦情対応については，苦情解決責任者，苦情受付担当者，第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等，迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・行った支援に関し，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。 	参酌基準	
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの放課後の時間帯，地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。 ・土曜日，長期休業期間，学校休業日等については，保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開設すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童の就学日数，地域の実情等を考慮し，年間250日以上開設すること。 ・平日は1日平均3時間以上とすること。 ・長期休暇期間などについては，子どもの活動状況や保護者の就労状況等により，原則として1日8時間以上開設すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業日…日曜日，祝日，年末年始，盆，その他運営委員会の必要と認める日 ・開設時間… 平日 午後1時～6時 土曜日 午前9時～午後5時 長期休業中の平日 午前9時～午後5時 	<ul style="list-style-type: none"> ・開所する時間について，次にあげる区分に応じ，それぞれ次に定める時間以上を原則として，その地方における児童の保護者の労働時間，小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して，事業所ごとに定める。 ①小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 : 1日につき8時間 ②小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 : 1日につき3時間 ・開所する日数について，1年につき250日以上を原則として，その地方における児童の保護者の就労日数，小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して，事業所ごとに定める。 	参酌基準	

項目	現行の基準			新制度基準	類型	本市の対応
	放課後児童クラブガイドライン	放課後子どもプラン推進事業の実施について 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労・働省雇用均等・児童家庭局長通知	本市の状況			
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余剰教室等の利用について連携を図ること。 また、放課後子ども教室との連携を図ること。 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	参酌基準	
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童に対し傷害保険に加入 事故が生じた場合、上述の保険で対応 放課後児童以外の児童の場合、指導員及び運営委員会が事故処理を行い、保険等の対応は教育委員会が行う。 加入する保険の範囲以上については、当該児童の保護者に帰する。 指導員の重大な過失又は施設の欠陥により生じた事故については運営委員会と教育委員会が協議し対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	参酌基準	

(仮称)宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の項目(案)

別紙4

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

(1) 利用定員に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園は20名以上とする。 ・子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 認定こども園：1号、2号、3号 幼稚園：1号 保育所：2号、3号 (但し、3号認定の区分については、さらに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。) 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。

(2) 運営に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、利用申込者に対し、選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者からの申出があった場合には、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。 ・電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ・あらかじめ、利用申込者に対し、使用する電磁的方法、記録の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ・利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 	参酌基準	
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 <p>【認定こども園、幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法等により選考しなければならない。 <p>【認定こども園、保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合、保育の必要性の程度及び家族等の等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ・選考においては、選考方法をあらかじめ明示しなければならない。 	従うべき基準	
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 	参酌基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の利用について、市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ・認定こども園又は保育所は、2号又は3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従うべき基準	
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証により、支給認定の有無、子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 	参酌基準	
支給認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ・支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
心身の状況等の把握	・特定教育・保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
小学校等との連携	・特定教育・保育の提供の終了に際しては、子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌基準	
教育・保育の提供の記録	・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌基準	
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ・法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。 ・特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 	従うべき基準	
施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> 【法定代理受領を行う特定教育保育施設】 ・支給認定保護者へ施設型給付費の額を通知しなければならない。 【法定代理受領を行わない特定教育保育施設】 ・提供した特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。 	参酌基準	
特定教育・保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の区分に応じて、それぞれに定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 【幼保連携型認定こども園】 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 【保育所、認定こども園(幼保連携型を除く)】 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(但し、認定こども園については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる。) 【幼稚園】 ・幼稚園教育要領 	従うべき基準	
特定教育・保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ・特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	参酌基準	
相談及び援助	・常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌基準	
緊急時等の対応	・子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌基準	
支給認定保護者に関する市町村への通知	・保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容・・・等 	参酌基準	<p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	参酌基準	
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、確認の辞退等に係る便宜の提供への対応、保育を受けることが著しく困難であると認められるとき等に係る措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	参酌基準	
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 	参酌基準	
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 	従うべき基準	
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、子どもに対し、身体的に外傷が生じるような暴行、心理的外傷を与える言動等、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し、懲戒に関してその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 	従うべき基準	
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ・小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により該当子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 	従うべき基準	
情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定保護者の希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ・特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	参酌基準	
利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ・利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 	参酌基準	
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 (苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。) ・提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ・提供した特定教育・保育に関し、市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 	参酌基準	<p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	従うべき基準	
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 	参酌基準	
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 特定教育・保育の提供に当たっての計画 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 市長への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参酌基準	

(3) 特例施設型給付費に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特別利用保育の基準	<p>【保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。 1号認定子どもの数及び施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特別利用保育を提供する場合には、本章（一部除外。）の規定を適用する。（※以下読み替え規定有） 	従うべき基準	<p>本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。</p>
特別利用教育の基準	<p>【幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2号認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。 2号認定子どもの数及び施設を現に利用している1号認定子ども総数が、1号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特別利用教育を提供する場合には、本章（一部除外。）の規定を適用する。（※以下読み替え規定有） 	従うべき基準	

2 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

(1) 利用定員に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業：1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型：6人以上19人以下 小規模保育事業C型：6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業：1人 3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。

(2) 運営に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ、利用申込者に対し、選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者からの申出があった場合には、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。 電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 あらかじめ、利用申込者に対し、使用する電磁的方法、記録の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 	参酌基準	
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 3号認定子どもの数及び事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 	従うべき基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育の提供体制の確保が困難である場合、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 	参酌基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業の利用について、市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従うべき基準	
心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特定教育・保育施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 特定地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。 特定地域型保育の提供を受けていた子ども（事業所内保育事業を利用する子どもにあっては、広域入所子どもに限る。以下この号において同じ。）を、特定地域型保育の提供の終了に際して、子どもの保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設、その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保に当たって、集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援及び代替保育の提供に係る連携協力を求めることを要しない。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 	参酌基準	
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育を提供した際は、保護者から特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 法定代理受領を受けないときは、保護者から、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。 特定地域型保育の提供に当たって、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品、行事への参加費等の費用の額の支払を保護者から受けることができる。 	従うべき基準	
	<ul style="list-style-type: none"> 費用に係る領収証を保護者に対し交付しなければならない。 保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価、便宜に要する費用の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、日用品、行事への参加費等の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 		
特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 	従うべき基準	
特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> 提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 	参酌基準	

項目	新制度基準	類型	本市の対応
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 事業の目的及び運営の方針 提供する特定地域型保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 利用定員 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 	参酌基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 事業所ごとに、職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	参酌基準	
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、確認の辞退等に係る便宜の提供への対応、保育を受けることが著しく困難であると認められるとき等に係る措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	参酌基準	
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 特定教育・保育の提供に当たっての計画 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 市長への通知に係る記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	参酌基準	
準用	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設の基準を特定地域型保育事業について準用する読み替え規定有。 	-	

(3) 特例施設型給付費に関する基準

項目	新制度基準	類型	本市の対応
特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、認可基準を遵守しなければならない。 特別利用地域型保育を提供する場合には、1号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。 特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。 	従うべき基準	本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が子どもの教育・保育のために必要な水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。
特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> 2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、認可基準を遵守しなければならない。 特定利用地域型保育を提供する場合には、2号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が利用定員の数を超えないものとする。 特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。 	従うべき基準	

項目	現行の基準	新制度基準 (国の検討状況)	類型	本市の対応	
認定事由	<p>「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条）</p> <p>○ 児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間労働することを常態としていること。 ・ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ・ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ・ 同居の親族を常時介護していること。 ・ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。 ・ 前各号に類する状態にあること。 	<p>「保育の必要性」事由</p> <p>○ 保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上就労していること ② 妊娠中である又は出産後間がないこと ③ 疾病にかかり又は障害を有していること ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること ⑤ 災害復旧に当たつていること ⑥ 求職活動をしていること ⑦ 就学していること ⑧ 虐待のおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他これらに類するものとして市町村が定める事由に該当すること 	—	国の基準 どおり	<p>①以外は国の基準どおりとする。</p> <p>①の就労下限時間については、64時間とする。</p>